

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|-----------------------|--------|-------|-----|-------|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 福祉事務所費 | 51 | 19 | | | 32 | 社会福祉施設等調査事務費(厚生労働省が毎年実施する社会福祉施設等の数・在所者・従事者の状況調査)ほか。 |
| (福祉課) 民生委員事業 | 3,055 | | | | 3,055 | 行政と市民を繋ぐ大きな橋渡しとしての民生・児童委員の活動に対して、本市民生児童委員連合協議会及び各地区協議会に補助金等を支出することにより、研修等や論議で委員の資質を高め、市民福祉の向上を図る。 |
| (福祉課) 民生委員推薦会事業 | 36 | | | | 36 | 民生委員法により民生・児童委員候補者を決定する機関。 候補者は県に推薦する。 |
| (福祉課) 社会福祉事業団体助成事業 | 85,621 | 1,904 | | | 83,717 | 市社会福祉協議会に対する助成(人件費・運営費の一部、福祉バス・ボランティアセンター・総合相談所事業費等)、福祉の店に対する運営費助成、保護司会に対する助成等。 |
| (福祉課) 遺族援護関係事務 | 613 | 20 | | | 593 | 倉吉市戦没者慰霊祭の実施・倉吉市遺族連合会へ助成・戦傷病者特別援護法に基づく事務等。 |
| (福祉課) 行旅病人等取扱 | 364 | | | 352 | 12 | 行旅病人及び行旅死亡人取扱法による、行旅死亡人の埋葬及び火葬。 |
| (福祉課) 法外扶助 | 6,350 | 1,767 | | 2,000 | 2,583 | 被保護者等に見舞金(夏期・冬期)を支給し、生活意欲の向上を図る。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|------------------------------|--------|--------|-----|-----|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 特別障害者手当等 給付事業 | 26,626 | 19,932 | | | 6,694 | 重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方に対し手当を給付し、障害のある方やその家族の負担軽減・生活の安定に資する。 |
| (福祉課) 障害者福祉都市推 進事業 | 344 | | | | 344 | 【保育所入所児巡回相談】 医師等を派遣して市内保育所を巡回し、発達に遅れがある、又はそのおそれがある児童に対して適切な指導・保育を行うため、保育士に対して療育に関する相談や指導を行う。 |
| (福祉課) 社会を明るくする運 動事業 | 50 | | | | 50 | 犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築くことを目的とする。 ・法務省主唱「社会を明るくする運動」の強調月間である7月を中心に、市内の関係機関、団体等が連携してチラシの配布やフリーマーケット等の広報活動を行う。 |
| (福祉課) 精神障害者居宅生 活支援事業 | 14,940 | 11,008 | | 239 | 3,693 | ・精神障害者手帳・通院医療費公費負担の申請・交付事務 ・ホームヘルプ・ショートステイ・グループホーム等の在宅サービスを提供することにより、精神に障害にある方の日常生活を支援し、障害の軽減や介護の負担軽減を図る。 |
| (福祉課) 支援費制度管理費 | 956 | | | | 956 | 支援費システムにより支援費の支給決定、支給管理を行い、適正化を図る。 (支援費制度;障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者などとの対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを提供する仕組み。) |
| (福祉課) 成年後見人支援事 業 | 122 | 90 | | | 32 | 民法に規定する成年後見人等を必要とする、痴呆性高齢者、知的・精神障害者の自立のための制度利用支援。 |
| (福祉課) 障害者地域生活支 援センター事業 | 11,000 | 5,500 | | | 5,500 | 在宅で生活する障害のある方に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等を行い、障害のある方やその家族の地域における生活を支援し、自立及び社会参加の促進並びに地域生活の定着及び移行の手助けをする。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|---------------------------|--------|--------|-----|-------|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 障害者等交通費助成事業 | 14,372 | | | | 14,372 | 重度の障害のある方等に対し交通費の一部を助成することにより、社会参加促進と経済的負担の軽減を図る。 重度障害者に対するタクシーチケットの交付。 人工透析・精神疾患・難病で通院する方に対する通院費助成。 |
| (福祉課) 障害者小規模通所授産施設運営事業 | 21,000 | 15,750 | | 875 | 4,375 | 小規模通所授産施設2ヶ所の運営費助成。 (小規模通所授産施設;雇用されることが困難な障害のある方が通所して作業をしながら訓練を受ける施設のうち、定員がおおむね20人未満の施設。) |
| (福祉課) 小規模作業所運営事業 | 16,062 | 7,570 | | 1,670 | 6,822 | 市内にある4ヶ所の障害者小規模作業所運営費助成及び市外の作業所に通所する方の経費の負担を行い、作業所運営の安定化を図る。 (小規模作業所;一般の就労が困難な障害のある方の働く場、活動の場として、障害のある方やその関係者等により運営されている作業所。) |
| (福祉課) 障害児・者在宅生活支援事業 | 1,180 | 589 | | | 591 | 施設入所障害児・者居宅介護支援;障害者施設に入所する方に対し、帰宅した際に居宅介護サービスを提供する。 障害児・者居宅介護支援;自閉症等の発達障害を有する障害児・者のうち、支援費の支給の該当にならない方について、支援費と同様の居宅介護サービス(ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ)を提供する。 |
| (福祉課) 障害児・者あんしん家族支援事業 | 632 | 316 | | | 316 | 障害児・者を介護する家族等の休息(レスパイト)や保護者の就労を支援するため、養護学校の放課後や長期休暇等に障害児・者を養護学校の余裕教室等で預かる。 |
| (福祉課) 精神障害者デイケア事業 | 109 | | | | 109 | 回復途上にある在宅の精神に障害のある方に対し社会適応訓練を目的とした集団指導を行うことにより、生活リズムを整えたり、仲間づくりを通して生活への意欲向上を図り、社会参加を促進する。 |
| (福祉課) 発達障害支援体制整備事業 | 3,288 | 3,288 | | | 0 | 特別な支援を要する子どもに対し、乳幼児期から就学前、学齢期、就労の段階まで発達段階に応じて保健・医療・福祉・教育関係機関が連携して、系統だった切れ目ない一貫した支援を行うことが可能なシステムづくりを行う。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|------------------------------------|---------|---------|-----|-----|---------|--|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 障害者の実態・ニーズ調査事業 | 484 | | | | 484 | 県が今後の障害者福祉施策推進の基礎資料を得るために実施する障害者の実態・ニーズ調査について、民生委員に対する調査委託経費、倉吉市分の集計・分析についての経費。 |
| (福祉課) 知的障害者福祉法 施行事務費 | 426 | | | | 426 | 知的障害者の施設入所者に係る診療報酬審査手数料、知的障害者のスポーツ大会に対する助成等。 |
| (福祉課) 知的障害者施設訓練等支援事業 | 391,124 | 195,846 | | | 195,278 | 知的障害のある方が施設に入所又は通所して日常生活を送るための支援や職業に係る訓練を受けるための経費(支援費)及び施設入所者の医療費。 |
| (福祉課) 知的障害者居宅生活支援事業 | 19,385 | 14,536 | | | 4,849 | 在宅で生活する知的障害のある方に対し、居宅介護サービス(ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ・グループホーム)を提供する。 |
| (福祉課) 身体障害者福祉運営対策事業 | 252 | | | | 252 | 全国障害者スポーツ大会への派遣経費、更生医療診療報酬手数料等。 |
| (福祉課) 身体障害者更生訓練等扶助・厚生医療・補装具給付事業 | 21,054 | 10,526 | | | 10,528 | 更生訓練費;身体障害者施設で訓練を受ける身体障害者に対し更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。 更生医療給付;身体に障害のある方が、指定された医療機関において高度な医療を受けることにより、障害の軽減・除去や機能回復を図る。 補装具給付;身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするための用具の給付や修理を行う。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | 一般財源(B) | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|--------------------------|---------|--------|-----|-----|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | | |
| (福祉課) 日常生活用具給付事業 | 4,092 | 2,046 | | | 2,046 | 在宅の重度障害のある方に日常生活の利便向上のための用具の給付・貸与を行う。 |
| (福祉課) 身体障害者施設訓練等支援事業 | 175,731 | 88,023 | | | 87,708 | 身体に障害のある方が施設に入所又は通所して身体機能・日常生活・職業に係る訓練をしたり、治療・養護を受ける。 |
| (福祉課) 身体障害者居宅生活支援事業 | 83,298 | 62,470 | | | 20,828 | 在宅で身体に障害のある方に対し、居宅介護サービス(ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ)を提供する。 |
| (福祉課) 身体障害者福祉一般単独事業 | 2,064 | | | | 2,064 | 人工肛門・人工膀胱増設等で身体障害者手帳の交付を受けている方に対するストマ用装具購入費助成、市身体障害者福祉協会への助成等。 |
| (福祉課) 身体障害者社会参加促進事業 | 4,300 | 2,866 | | | 1,434 | 身体に障害のある方の社会参加を促進するための事業を実施する。 コミュニケーション支援;聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者・手話奉仕員の設置及び養成を図る。 情報支援;市報を音読して録音し、視覚障害者に対し情報提供を行う。 移動支援;自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する。 |
| (福祉課) 身体障害者訪問入浴サービス事業 | 300 | 225 | | | 75 | 在宅で入浴が困難な身体に障害のある方に対し、訪問入浴車を派遣して、入浴サービスを提供する。 |
| (福祉課) 重度身体障害者住宅改良助成事業 | 3,330 | 1,665 | | | 1,665 | 重度障害のある方に対し、日常生活の利便を向上させるために必要な住宅の改良に要する経費の一部を助成する。(市民税非課税世帯。) |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|---------------------|---------|--------|-----|-------|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 婦人保護事業 | 1,847 | 664 | | | 1,183 | 要保護女子の保護等を図るため、相談、関係機関と協力し母子の自立支援、援助等の事務にあたる。 ・家庭児童相談員1名配置。 |
| (福祉課) 児童福祉法施行事務費 | 116,039 | 75,615 | | 1,166 | 39,258 | <ul style="list-style-type: none"> ・助産措置委託料 入院助産が必要と思われる妊産婦を助産施設に委託。(委託先 厚生病院) ・母子生活支援施設措置委託料 18歳未満の児童を養育し、生活上さまざまな問題のため養育ができない場合に入所し、自立支援する。(委託先 倉明園・ブルーインター) ・子育て支援短期利用事業委託料 児童を養育している家庭や保護者が疾病等社会的事由により、家庭における養育が一時的に困難となった場合等に一時的に養育保護する事業。(委託先 因伯子供学園) ・乳幼児健康支援一時預り事業委託料 保育所に入所している児童で通常保育ができない病気回復期の児童を一時的に預かる。(委託先 野嶋病院 すくすく園) ・児童福祉施設併設型民間児童館事業委託料 保育所に併設して設置してある民間児童館に対してその運営費を委託する。(委託先 上灘児童センター、倉吉東児童センター、社児童センター) ・各種児童福祉関係に対する助成事業 私立保育所育成費補助金(私立保育園 23園) 地域組織活動育成費補助金(母親クラブ 9クラブ) 母子生活支援施設補助金(倉明園、ブルーインター) 児童センター育成費補助金(利子補給費 倉吉東児童センター) 認可外保育施設運営費補助金(野嶋病院、キンダーガーデン) 放課後児童クラブ運営費補助金(5クラブ 上北条、めぐみ、灘手、上小鴨、社) |
| (福祉課) 児童委員事業 | 2,148 | | | | 2,148 | 児童・母子の相談・援助等実態調査委託料 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|---------------------------|---------|---------|-----|-----|---------|--|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 児童手当給付事業 | 249,430 | 213,531 | | | 35,899 | 家庭における生活の安定と児童の健全育成のため、小学校3学年修了時までの児童を養育している保護者等に、1子及び2子については月額5,000円、第3子以降に対しては月額10,000円を支給する。 |
| (福祉課) 災害遺児手当 | 372 | | | | 372 | 交通事故等災害により父親をなくした中学生までの児童を監護・養育している母親に対し、1子につき1月2,000円を支給する。 |
| (福祉課) 児童扶養手当給付事業 | 248,022 | 185,241 | | | 62,781 | 父母の離婚等により父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等の自立を助け、児童の福祉の増進を図ること。児童1人につき月額41,880円(一部支給は所得に応じて支給額を決定する)の手当を支給する。2子目は5,000円、3子以降は3,000円加算するが所得制限がある。 |
| (福祉課) 特別児童扶養手当給付事業 | 56 | 113 | | | 57 | 障害のある児童を扶養している保護者の方等に対し手当を支給することにより、福祉の増進を図る。(事務費) |
| (福祉課) 児童健全育成事業 | 25,957 | 16,223 | | | 9,734 | 民間の放課後児童クラブへの委託料(委託先 8クラブ) 保護者が労働等により昼間家庭にいない主に小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |
| (福祉課) 放課後児童対策事業(ポプラ学級) | 5,622 | 2,531 | | 436 | 2,655 | (放課後児童クラブ運営費) 保護者が労働等により昼間家庭にいない主に小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |
| (福祉課) 高城児童クラブ運営事業 | 3,751 | 1,352 | | 42 | 2,357 | (放課後児童クラブ運営費) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|--------------------------------|--------|--------|-----|-----|---------|--|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 明倫児童クラブ運営事業 | 3,887 | 1,352 | | 219 | 2,316 | (放課後児童クラブ運営費) 保護者が労働等により昼間家庭にいない主に小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |
| (福祉課) 北谷児童クラブ運営事業 | 5,661 | 2,531 | | 217 | 2,913 | (放課後児童クラブ運営費) 保護者が労働等により昼間家庭にいない主に小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |
| (福祉課) 児童居宅支援事業 | 13,879 | 10,209 | | | 3,670 | 在宅で障害のあるお子さんに対し、居宅介護サービス(ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ)を提供する。 |
| (福祉課) 小鴨児童クラブ運営事業 | 3,975 | 2,080 | | 134 | 1,761 | (放課後児童クラブ運営費) 保護者が労働等により昼間家庭にいない主に小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |
| (福祉課) 少子化対策事業 (つどいの広場事業) | 5,137 | 3,850 | | | 1,287 | 「つどいの広場」事業。この事業は次世代育成支援のために、主に乳幼児をもつ親と子どもが気楽に自由に利用できる交流の場を設け、子育てに関する相談・援助や情報提供、子育て支援ガイドブックの作成、講習等を行う。アドバイザー2名を配置し実施する。 |
| (福祉課) 関金児童クラブ運営事業 | 7,089 | 2,531 | | 690 | 3,868 | (放課後児童クラブ運営費) 保護者が労働等により昼間家庭にいない主に小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |
| (福祉課) 山守児童クラブ運営事業 | 4,228 | 1,352 | | 377 | 2,499 | (放課後児童クラブ運営費) 保護者が労働等により昼間家庭にいない主に小学校低学年を対象に、児童の健全な育成を図る者(放課後児童指導員)を配置して育成指導等を行い児童の健全育成を図る。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|-------------------------|-----------|---------|-----|---------|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) チャイルドシート購入助成事業 | 2,000 | | | | 2,000 | 交通事故から児童の生命及び身体を保護するとともに、子育てに要する経費負担を軽減する。満6歳未満の子どもを養育している保護者に対して、第1子に限り、購入費の2分の1(限度額10,000円)を補助する。 |
| (福祉課) 保育所運営事業 | 1,311,358 | 626,604 | | 350,395 | 334,359 | 公立保育所の保育の実施に係る事業費等及び私立保育所の運営費及び特別保育事業費委託料等。 |
| (福祉課) 中央児童館運営事業 | 6,299 | | | | 6,299 | 児童館の施設管理運営、育成指導を総合的に行い、児童の健全育成を行う。児童館職員の賃金、長期休暇の職員の加配賃金及び児童館の管理運営に関する事。 |
| (福祉課) 小鴨児童センター運営事業 | 9,413 | | | | 9,413 | 児童センターの施設管理運営、育成指導を総合的に行い、児童の健全育成を行う。児童館職員の賃金、長期休暇の職員の加配賃金及び児童館の管理運営に関する事。 |
| (福祉課) 高城児童センター運営事業 | 9,179 | | | | 9,179 | 児童センターの施設管理運営、育成指導を総合的に行い、児童の健全育成を行う。児童館職員の賃金、長期休暇の職員の加配賃金及び児童館の管理運営に関する事。 |
| (福祉課) 上米積児童センター運営事業 | 9,187 | | | 80 | 9,107 | 児童センターの施設管理運営、育成指導を総合的に行い、児童の健全育成を行う。児童館職員の賃金、長期休暇の職員の加配賃金及び児童館の管理運営に関する事。 |
| (福祉課) 福吉児童センター運営事業 | 9,503 | | | 15 | 9,488 | 児童センターの施設管理運営、育成指導を総合的に行い、児童の健全育成を行う。児童館職員の賃金、長期休暇の職員の加配賃金及び児童館の管理運営に関する事。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|-----------------------------|---------|-----|-----|--------|---------|--|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 上井児童センター 運営事業 | 9,328 | | | 55 | 9,273 | 児童センターの施設管理運営、育成指導を総合的に行い、児童の健全育成を行う。児童館職員の賃金、長期休暇の職員の加配賃金及び児童館の管理運営に関すること。 |
| (福祉課) 関金児童館運営事業 | 6,863 | | | | 6,863 | 児童館の施設管理運営、育成指導を総合的に行い、児童の健全育成を行う。児童館職員の賃金、長期休暇の職員の加配賃金及び児童館の管理運営に関すること。 |
| (福祉課) 母子福祉事務事業 | 3,362 | 450 | | | 2,912 | 母子家庭等に対して、児童の養育や健康面の不安、生活のための問題等についての相談、関係機関と協力し母子の自立支援、援助等の事務にあたる。 母子自立支援員1名配置。 ・母子家庭入学支度金 小学校又は中学校に入学する児童を養育している配偶者のない女子(生活保護の受給者及び前々年分の所得税課税の女子を除く)に対し、入学児童1人につき10,000円を入学支度金として支給する。 ・倉吉市連合母子会補助金 ・自立支援教育訓練費補助金 |
| (福祉課) 児童集会所管理事業 | 2,898 | | | 42 | 2,856 | 同和地区において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、市内8箇所の児童集会所の維持管理をする。また、夏休み等には学童保育をするための指導員(アルバイト)を配置する。 |
| (福祉課) 上井児童センター 移転建築事業 | 136,157 | | | 76,615 | 59,542 | 上井・羽合線沿道土地区画整理事業に伴う、上井児童センター移転建築費等。 (鉄骨造平屋一部2階建延床面積 1,373.5㎡のうち児童センター 489.93㎡) |
| (福祉課) 家庭児童相談室運営事業 | 222 | | | | 222 | 児童虐待、児童の非行、育児相談等、家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る人間関係等の相談業務を行う。 要保護児童対策協議会の設置と委員への謝金及び児童虐待防止パンフレット印刷代等。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----|---------|-----------|--|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (福祉課) 生活保護事業 | 729,017 | 575,667 | | 1,000 | 152,350 | 生活困窮者への支援を目的とする生活保護法に基づき、より一層のケースワークの充実と経費節減に努め、本法の適正実施を推進する。 |
| (福祉課) 小計 | 3,854,497 | 2,167,852 | 0 | 436,619 | 1,250,026 | |
| (長寿社会課) 伯耆しあわせの郷 管理運営委託事業 | 72,427 | | | 729 | 71,698 | 財団法人伯耆しあわせの郷事業団に施設の管理・運営を委託。 伯耆しあわせの郷及び施設の利用者。 生きがいのある生活への支援。 |
| (長寿社会課) 関しあわせの郷 管理運営事業 | 675 | | | | 675 | 花卉栽培施設及び陶芸工房の管理運営。 施設及び施設利用者。 高齢者の持つ技能と知識の伝習。 |
| (長寿社会課) 老人福祉一般事業 | 547,599 | | | | 547,599 | 補助対象にならない高齢者福祉事業。 紙おむつ代給付、はり・きゅう・マッサージ施術費助成等の事業要件に該当する者。 介護予防・生活支援対策の充実。 |
| (長寿社会課) 在宅福祉事業(直 接補助事業) | 836 | 622 | | | 214 | 老人福祉法10条の4の規定による介護サービスの提供(措置)。 痴呆等により判断能力の低下した高齢者。 適正な介護サービスの提供。 |
| (長寿社会課) 在宅福祉事業(間 接補助事業) | 57,411 | 36,595 | | 3,175 | 17,641 | 補助対象の高齢者福祉事業。 介護相談員派遣事業、緊急通報サービス事業等の事業要件に該当する者。 介護予防・生活支援対策の充実。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|-------------------------------|---------|--------|-----|--------|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (長寿社会課) 敬老会及び敬老の日記念事業 | 16,547 | | | | 16,547 | 敬老会は、地区自治公民館協議会に事業委託。敬老の日記念事業は、該当者に記念品を贈るとともに市長が希望者宅を表敬訪問する。 敬老会:75歳以上。敬老の日:95歳以上。 生きがいのある生活への支援。 |
| (長寿社会課) 老人保護措置事業 | 22,431 | 8,671 | | 5,087 | 8,673 | 老人福祉法11条の規定による老人ホーム「母来寮」への入所措置委託。 老人福祉法11条の規定に該当する65歳以上の者。 介護予防・生活支援対策の充実。 |
| (長寿社会課) シルバー人材センター補助事業 | 13,670 | | | | 13,670 | 国の基準に基づき運営費補助金を交付する。 社団法人倉吉市シルバー人材センター。 生きがいのある生活への支援。 |
| (長寿社会課) 老人憩の家管理事業 | 5,186 | | | 5 | 5,181 | 光熱水費、修繕料等の維持管理費及び管理委託量の支出。 老人憩の家及び地元自治公民館等。 生きがいのある生活への支援。 |
| (長寿社会課) 在宅福祉事業(単 県補助事業) | 12,127 | 5,313 | | | 6,814 | 高齢者生産活動参加促進補助金、在住外国人高齢者障害者特別交付金及び高齢者居住環境整備 助成金の交付。 上西郷製炭の村、及び各事業の対象者。 生きがいのある生活への支援。 |
| (長寿社会課) 高齢者サービス調 整事業 | 35 | | | | 35 | 個別事例検討による高齢者支援、養護老人ホーム入所措置等に係る事務。 支援の必要な者、入所の必要な者。 生きがいのある生活への支援。 |
| (長寿社会課) シルバー倉吉管理 運営事業 | 120,552 | 47,095 | | 25,910 | 47,547 | 養護老人ホームの管理運営を社会福祉法人敬人会に委託。 シルバー倉吉及び入所者。 地域の生活基盤・支援体制の整備。生きがいのある生活への支援。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|--------------------------------|--------|-------|-----|-----|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (長寿社会課) パワーリハビリテーション事業 | 5,090 | 3,573 | | 324 | 1,193 | 医療法人仁厚会に委託して行う高齢者筋力向上トレーニング事業。 おおむね60歳以上の在宅の高齢者で事業実施要綱に該当する者。 介護予防・生活支援対策の充実。 |
| (長寿社会課) 高齢者生活福祉センター管理運営委託事業 | 9,831 | 3,485 | | | 6,346 | 高齢者生活福祉センターの管理運営委託及び生活指導員による居住機能、交流機能等の提供。 原則として60歳以上の独居及び高齢者世帯の者。 高齢者の生活支援。 |
| (長寿社会課) 保健衛生一般 | 9,466 | | | | 9,466 | 中部ふるさと広域連合負担金、中部口腔衛生センター運営費補助金等。 市民。 救急医療体制の確立。 |
| (長寿社会課) 1歳6ヵ月児健康診査事業 | 1,193 | 534 | | | 659 | 保健センターで身体計測・小児科診察・保健指導等を行う。 1歳6か月～1歳11か月児。 母子保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) (新)矢櫃保健指導所事業 | 8,939 | 2,506 | | | 6,433 | へき地保健指導所事業に基づき、関金町矢櫃に保健指導所を設置し、保健指導を実施する。 関金町矢櫃地区住民。 成人保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 妊産婦・新生児等訪問指導事業 | 654 | 266 | | | 388 | 家庭訪問による児の発育・発達の確認と妊娠出産育児等に必要な保健指導を行なう。 妊産婦、新生児、乳児。 母子保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 6ヵ月児健康診査事業 | 707 | | | | 707 | 保健センターで身体計測・小児科診察・保健指導等を行う。 6か月～8か月児。 母子保健対策の推進。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|--------------------------|--------|-------|-----|-----|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (長寿社会課) 5歳児発達相談事業 | 102 | | | | 102 | 専門医による発達相談により軽度の発達障害を早期発見する。 5歳児(年中児)。 障害のある子ども等への援助の充実。 |
| (長寿社会課) 3歳児健康診査事業 | 3,292 | 628 | | | 2,664 | 保健センターで身体計測・小児科診察・保健指導等を行う。 3歳～3歳11か月児。 母子保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 妊産婦・乳幼児健康診査事業 | 11,574 | | | | 11,574 | 医療機関で行う健診について妊娠中に2回、乳幼児期に2回助成する。 妊婦、乳幼児。 母子保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 難病患者等居宅生活支援事業 | 3,389 | 1,741 | | | 1,648 | ホームヘルパー派遣事業、短期入所運営事業、日常生活用具給付事業の実施及び小規模作業所運営補助金の交付。 介助が必要な特定疾患患者で介護保険法、身体障害者福祉法等の対象とならない者。 在宅福祉の充実。 |
| (長寿社会課) 母子栄養管理事業 | 489 | 266 | | | 223 | 母親学級、離乳食講習会、幼児教室等により妊産婦及び乳幼児の正しい食生活の普及を図る。 妊産婦・乳幼児。 健康づくり対策の推進。 |
| (長寿社会課) 保健センター運営事業 | 6,204 | | | | 6,204 | 市民の健康づくりのため、健康相談、健康教育、健康診査等を実施する保健活動の拠点である保健センターの管理運営に要する費用。 |
| (長寿社会課) 感染症予防事業 | 79 | | | | 79 | 感染症の発生又は発生のおそれがある場所の消毒。 感染症の発生又は発生のおそれがある場所及びその者。 疾病予防対策の推進。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|-------------------------|--------|-----|-----|--------|---------|--|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (長寿社会課) 予防接種一般事業 | 2,078 | | | | 2,078 | 予防接種事業の実施に必要な予防接種券の印刷、予防接種通知の郵送料等の事務的経費。 予防接種対象者。 疾病予防対策の推進。 |
| (長寿社会課) 結核予防事業 | 2,678 | | | | 2,678 | 結核予防のために、BCG接種と結核検診を実施する。 BCG:生後6か月未満の児。結核検診65歳以上の者。 疾病予防対策の推進。 |
| (長寿社会課) 個別予防接種事業 | 64,296 | | | 6,476 | 57,820 | 指定医療機関において風疹、麻疹、日本脳炎、インフルエンザ等の予防接種を実施。(個別方式) 各種予防接種の接種要件に該当する者。 疾病予防対策の推進。 |
| (長寿社会課) 急性灰白髄炎予防接種事業 | 1,247 | | | | 1,247 | 保健センターにおいてワクチンを投与する。(集団方式) 生後3～90か月までの児。 疾病予防対策の推進。 |
| (長寿社会課) がん検診事業 | 46,079 | | | 11,020 | 35,059 | 地区単位でのセット検診(集団)及び医療機関での個別検診。 40歳以上の者。 疾病予防対策の推進。 |
| (長寿社会課) 健康教育事業 | 1,280 | 852 | | | 428 | 健康大学、糖尿病予防教室、脳卒中再発予防教室等の開催。 40歳以上の者。 成人保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 健康相談事業 | 1,497 | 700 | | | 797 | 公民館、保健センターにおいて保健師・栄養士が相談に応じる。 40歳以上の者。 成人保健対策の推進。 |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|------------------------|-----------|---------|-----|--------|---------|---|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (長寿社会課) 基本健康診査事業 | 29,914 | 11,528 | | 3,616 | 14,770 | 地区公民館、保健センター等での集団健診及び医療機関での個別健診。 40歳以上の者及び18歳～39歳の希望者。 成人保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 訪問指導事業 | 1,293 | 464 | | | 829 | 保健師、栄養士、看護師等が家庭訪問し、健康管理について指導する。 40歳以上の健診での要指導者、脳卒中発症者、独居高齢者、寝たきりの者等。 成人保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 機能訓練事業 | 2,728 | 945 | | | 1,783 | 理学療法士、言語聴覚士、保健師、看護師等が医師の指示に基づいた基本動作訓練、日常生活訓練等を実施する。 40歳以上の心身機能が低下している者。 成人保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 健康手帳交付事業 | 100 | 66 | | | 34 | 集団健診の場において健康診査の結果、健康相談の内容等を記録する手帳を交付する。 40歳以上の者。 成人保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) 高齢者歯科対策推進事業 | 137 | 68 | | | 69 | 歯科医師、看護師、歯科衛生士等が家庭訪問し、調査及び診療を行う。 おおむね65歳以上の寝たきりの者。 歯科保健対策の推進。 |
| (長寿社会課) なごもう会事業 | 8,119 | 1,832 | | | 6,287 | 各地区公民館等で健康体操、レクリエーション、ゲーム等による心身機能の維持・回復訓練を行う。 介護保険を利用していない、おおむね65歳以上の虚弱な者。 介護予防対策の推進。 |
| (長寿社会課) 小計 | 1,091,951 | 127,750 | 0 | 56,342 | 907,859 | |

平成17年度予算

(一般会計)

(単位:千円)

| 事業名 | 担当課要求額 | | | | | 事業の概要(手段、具体的なやり方、手順等) 対象(誰、何を対象にしているのか) 意図(対象をどう変えるのか、何を狙っているのか) |
|--------|------------|-----------|---------|-----------|------------|--|
| | 金額(A) | 国・県 | 地方債 | その他 | 一般財源(B) | |
| (一般会計) | | | | | | |
| 合計 | 26,697,970 | 3,783,436 | 897,000 | 4,325,372 | 17,692,162 | |